

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
柏崎市	高柳町地区(全12集落 岡田・岡野町・高尾・坪野・磯之辺・漆島・荻ノ島・門出・田代・栃ヶ原・山中・塩沢集落)	平成25(2013)年12月19日	令和3(2021)年3月25日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	189.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	149.3ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	62.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	38.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.5ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地区は未整備地域が多い中山間地区で、全域が急傾斜地、小区画・不整形な田であり、生産性が非常に低いため、耕作条件の改善が課題である。</li> <li>・水稻作付を行っている農家のほとんどが65歳以上であり、今後耕作ができなくなる農家も多く出てくるのが懸念される。</li> <li>・農業機械更新の負担が大きく、今後は機械の共同利用のような協力体制を検討する必要に迫られている。</li> <li>・個人の中心経営体も、水稻の有機栽培のほか、園芸作物を積極的に取り入れた先導的な経営を行うとともに、後継者の育成にも力を入れているが、それらの努力を超える速度で農家や農地の減少が進んでおり、深刻な状況である。</li> <li>・中心経営体を中心に農地の継続利用を図っていくこととしたが、生産性の低さや中心経営体も高齢であることなどから積極的に引き受けにくい状況である。</li> </ul>
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡田集落の農地利用は、複数の個人耕作者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</li> <li>・岡野町、高尾、坪野集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体のほか、複数の個人耕作者が担っていく。</li> <li>・磯之辺集落の農地利用は、個人耕作者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</li> <li>・漆島集落の農地利用は、複数の個人耕作者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</li> <li>・荻ノ島集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体のほか、複数の個人耕作者が担っていく。</li> <li>・門出、田代集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体や認定新規就農者2経営体のほか、複数の個人耕作者が担っていく。</li> <li>・栃ヶ原集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体のほか、個人耕作者が担っていく。</li> <li>・山中、塩沢集落の農地利用は、複数の個人耕作者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</li> </ul>
--

## (参考) 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	年齢	年齢 (5年後)	後継者	現状		今後の農地の引受けの意向		
						経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
1	個	A				水稲・野菜	1.5 ha	水稲・野菜	2.1 ha	岡田
2	個	B				水稲	2 ha	水稲	1.0 ha	岡田
3	個	C				水稲・野菜	0.2 ha	水稲	0.4 ha	岡田
4	個	D				水稲	0.7 ha	水稲	0.9 ha	岡田
5	個	E				水稲	1 ha	水稲	0.2 ha	岡田
6	個	F				水稲・穀物	1.4 ha	水稲・穀物	1.8 ha	岡野町
7	個	G				水稲	2.2 ha	水稲	1.3 ha	岡野町
8	個	H				水稲	0.9 ha	水稲	0.9 ha	岡野町
9	個	I				水稲・果物等	1.4 ha	水稲・果物等	2.1 ha	岡野町
10	個	J				水稲	1.5 ha	水稲	1.3 ha	岡野町
11	個	K				水稲・野菜	3.8 ha	水稲・野菜	5.6 ha	岡野町
12	個	L				水稲・野菜	0.9 ha	水稲・野菜	1.2 ha	岡野町
13	認農	M				水稲・野菜	2.2 ha	水稲・野菜	1.6 ha	岡野町
14	個	N				水稲・野菜	0.9 ha	水稲・野菜	0.9 ha	岡野町
15	個	O				水稲・野菜・穀物	0.4 ha	水稲・野菜・穀物	0.5 ha	岡野町
16	個	P				水稲・野菜	0.9 ha	水稲・野菜	0.9 ha	岡野町
17	個	Q				水稲・野菜	0.9 ha	水稲・野菜	3.1 ha	岡野町
18	個	R				水稲・野菜・穀物	3.1 ha	水稲・野菜・穀物	3.1 ha	岡野町
19	個	S				水稲	1.4 ha	水稲	1.2 ha	岡野町
20	個	T				水稲・野菜	1.4 ha	水稲・野菜	1.1 ha	岡野町
21	認農	U				水稲・野菜・穀物	6.1 ha	水稲・野菜・穀物	6.7 ha	高尾
22	個	V				水稲・野菜・花木	1.2 ha	水稲・野菜・花木	1.2 ha	坪野
23	個	W				水稲・野菜・穀物	1.1 ha	水稲・穀物	1.2 ha	坪野
24	個	X				水稲	0.5 ha	水稲	0.4 ha	坪野
25	個	Y				水稲	1.1 ha	水稲・野菜	1.6 ha	磯之辺
26	個	Z				水稲・野菜	1.5 ha	水稲・野菜	1.3 ha	漆島
27	個	AA				水稲・野菜	0.7 ha	水稲・野菜	0.8 ha	漆島
28	個	AB				水稲・野菜	0.5 ha	水稲	0.6 ha	漆島
29	個	AC				水稲	4.6 ha	水稲・穀物	5 ha	漆島
30	個	AD				水稲・穀物	2.3 ha	水稲・穀物	2.2 ha	漆島
31	個	AE				水稲・野菜・果物等	1.3 ha	水稲・野菜・果物等	1.3 ha	荻ノ島
32	認農	AF				水稲・野菜・穀物	6.2 ha	水稲・穀物・果物等	5.1 ha	荻ノ島
33	個	AG				水稲	2.9 ha	水稲	2.5 ha	荻ノ島
34	個	AH				水稲・野菜	2.2 ha	水稲・野菜	2.3 ha	荻ノ島
35	認農	AI				水稲・野菜	0.8 ha	水稲	6 ha	門出
36	認農	AJ				水稲・野菜・穀物	5.5 ha	水稲・野菜・穀物	5.1 ha	門出
37	個	AK				水稲	2.2 ha	水稲	2 ha	門出
38	個	AL				水稲	0.6 ha	水稲	0.7 ha	門出
39	個	AM				水稲	1.2 ha	水稲	1.3 ha	門出
40	個	AN				水稲	0.5 ha	水稲	0.6 ha	門出
41	認就	AO				水稲	2.2 ha	水稲	6.0 ha	門出
42	個	AP				水稲	3.4 ha	水稲	3.0 ha	門出
43	認就	AQ				水稲・穀物	4.8 ha	水稲	0.4 ha	門出
44	個	AR				水稲	0.8 ha	水稲	1.0 ha	栃ヶ原
45	認農	AS				水稲・野菜	1.5 ha	水稲	2.2 ha	栃ヶ原
46	認農	AT				水稲	1.3 ha	水稲	1.9 ha	栃ヶ原
47	個	AU				水稲・野菜	0.5 ha	水稲・野菜	0.6 ha	山中
48	個	AV				水稲・野菜・穀物	1.5 ha	水稲	2 ha	山中
49	個	AW				水稲	0.9 ha	水稲	0.6 ha	山中
50	個	AX				水稲	0.4 ha	水稲	1.3 ha	塩沢
51	法	AY				水稲	5.7 ha	水稲	5.0 ha	落合、岡野町
52	法	AZ				水稲	0.1 ha	水稲	0.2 ha	落合、門出
計		52人					94.8 ha		103.3 ha	

「属性」について、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の農業者は「個」と記載しています。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向
・貸付け等の意向が確認された農地は、当地区では特になし。
○農地中間管理機構の活用方針
・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合を想定し、農地バンク機能を活用した、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
○担い手確保のための取組方針
・リタイアする農家の農地を地域で守っていくため、中心となる経営体が受け手となり集積する。 ・集落内で後継者がいない地区もあるため、他集落と連携し、担い手を確保していく。 ・高齢化のため、後継者の育成に高柳町地域全体で取り組み、担い手の若返りを図っていく。 ・機械作業を受託する任意組織があり、高齢や機械の老朽化などの理由により機械作業ができない農家を支援する。
○新規・特産化作物の導入方針
・自然を生かした高品質米や減減栽培への取り組みを継続していく。
○鳥獣被害防止対策の取組方針
・地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
○農地の維持管理の取組方針
・地域の中心となる経営体以外の農業者は、農業環境保全で重要な水路管理や草刈などの作業を地域の中心となる経営体と協力しながら取り組む。 ・多面的機能支払に取り組み、農用地及び農業用施設の保全を図る。 ・水稲作付が困難なほ場は、蕎麦等を作付け、農地の保全を図る。 ・棚田保全を目的として任意組織が設立されており、農地保全の中心的な役割を担っていく。
○その他
・当地区においては、中山間地域等直接支払制度に取り組み、農業生産条件の不利な農地を維持していくべく集落協定を締結し、対象農用地において農業生産活動等を行う担い手の確保を図っていく。 ・荻ノ島、門出集落では、かやぶき民家と連携し、自然景観を生かしたグリーンツーリズムや交流活動に今後も継続して取り組んでいく。 ・農薬や化学肥料の低減等の環境保全型農業に取り組み、米の高付加価値化を図っていく。 ・機械の共同利用を進め、生産コスト削減を図る。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
	計	0		